

主な「受検の手引」販売先一覧表		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試 験 部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3－5－8	03－3433－1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545－35－0212
同 北 海 道 支 部	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 2－8 さつげんビル 5F	011－231－4428
同 東 北 支 部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3－4－18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022－222－3915
同 北 陸 支 部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6－1 興和ビル 9F	025－280－0128
同 中 部 支 部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3－17－10 三愛ビル 5F	052－962－2394
同 関 西 支 部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2－7－4 谷町スリースリースビル 8F	06－6941－8845
同 中 国 支 部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12－22 築地ビル 4F	082－221－6841
同 四 国 支 部	〒760-0066 高松市福岡町 3－11－22 建設クリエイトビル 4F	087－821－8074
同 九 州 支 部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2－4－30 いわきビル 2F	092－436－3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4－18－1 トヨタマイカーセンター4F	098－879－2097
※同 北 部 支 所	〒905-1152 名護市字伊差川 24－1	0980－53－1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科・実地試験）

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3－5－8
TEL 03－3433－1575（平日9:30～12:00/13:00～17:30）
FAX 03－3433－0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で 1 部500円（郵送で請求のときは送料共で 1 部750円）
落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験

【学科試験・実地試験】^{注1)}

受 検 の 手 引

受付期間	令和2年2月14日(金)～ 3月31日(火) ※締切日「3月31日(火)」の消印まで有効				
学科試験日	令和2年6月21日(日)				
学科試験地	札幌市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市
実地試験日	令和2年8月下旬～ 9月中旬				
実地試験地	石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
	富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市
	善通寺市	糟屋郡	国頭郡		

※学科試験地及び実地試験地は、都合により変更する場合があります。

【 注 意 】

注1) 受検の手引には、下記の4種類があります。受検する試験に合わせ適切な手引をお選びください。4種類のうち、青色のものがこの手引です。なお、実地試験(2回目)の手引は、該当者へ当協会から令和2年2月に発送します。

【学科試験・実地試験】：令和2年度に、学科試験と実地試験の両方を受検される方のための手引です。

【学科試験のみ(第1回)】：令和2年度に学科試験を受検し、令和3年度以降に実地試験を受検される方のための手引です。

【実地試験(1回目)】：平成28年度～令和元年度までの学科試験に合格し、令和2年度に1回目(初めて)の実地試験を受検される方の手引です。

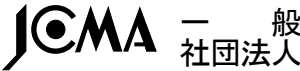
【実地試験(2回目)】：令和元年度の実地試験(1回目)が不合格となり、令和2年度に学科試験を免除され2回目の実地試験を受検される方の手引です。

注2) この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注3) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

注4) 受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関



一般
社団法人

日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第 27 条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

この試験は、建設機械運転技術者の操作技能のみを対象とするものではなく、建設工事の機械化施工に必要な土木技術、建設機械の管理技術、さらにこうした技術の熟練度と応用力を兼ね備えた施工技術を対象としています。

1 級技術検定試験は、工事現場における建設機械運転技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象とし、各種建設機械の運転技術、施工技術及び組合せ施工法についての指導、監督を適確に行う知識と能力を有するかどうかを判定するものであり、**2 級技術検定試験**は、主として熟練度の高い運転技術者を対象とし、特定の建設機械の運転技術及び施工技術とこれに必要な知識と能力を判定するものです。

この試験に合格すると、所定の手続きにより国土交通大臣から建設機械施工技術検定合格証明書が交付され、「1 級又は 2 級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業の許可に必要な有資格者となり、また、施工現場における監理技術者（1 級に限る）又は主任技術者（1 級・2 級）としての資格が与えられます。

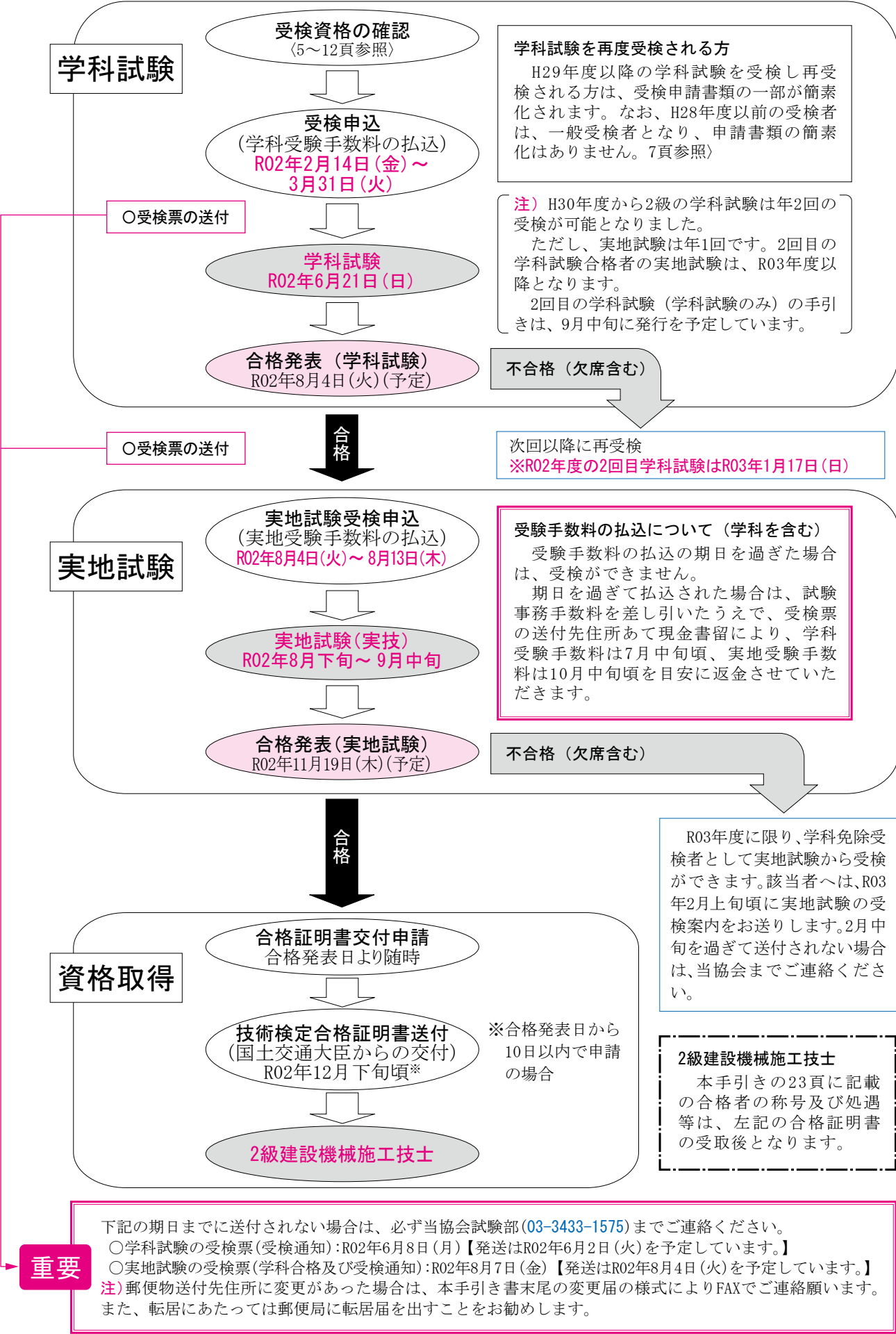
- 注）1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「**受検資格**」「**受検票**」「**受験希望地**」等の文言を使用しています。
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

目 次

2 級建設機械施工技士の資格取得まで	3
1. 受検資格と申込みに必要な書類	5
2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について	9
3. 実務経験年数に関する注意	12
4. 試験の方法及び内容	14
5. 試験の日時及び試験地等	17
6. 受験手数料	18
7. 受検申込について	18
8. 住所変更等について	19
9. 受験地変更について	20
10. 受検の取り消しについて	20
11. 学科試験にあたっての注意	20
12. 実地試験にあたっての注意	21
13. 合格発表及び通知	22
14. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて	22
15. 「2 級建設機械施工技士」の処遇等	23
16. 不正行為に対する措置	23
17. 個人情報について	23
18. 申込書類の作成方法（記入例）	24
19. よくある質問	35
20. 参考（建設業法による技術者制度等、建設機械施工技士の処遇）	37
○「再受検者資格の確認」申請書	42
○郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届	43
○おしらせ（令和 3 年度からの技術検定試験について）	44

2級建設機械施工技士の資格取得まで

注) 月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。



◎受検申込～試験～合格発表、合格証明書交付申請までのスケジュール【2級(学科・実地試験)】

受検申込の受付期間 ※1 (学科受験手数料の払込期間)		令和2年2月14日(金)～ 3月31日(火)	最終日の消印があるものまで有効 【手引P18】
学科試験 ※2	受検票発送	令和2年6月2日(火)(予定)	6月8日(月)までに届かない場合は、 当協会試験部まで連絡 【手引P19】
	受験地変更	令和2年6月8日(月)まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P20】
	受検の取り消し	令和2年6月8日(月)まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P20】
	試験日	令和2年6月21日(日)	午前9時15分までに入室 【手引P17】
	合格発表 合格通知	令和2年8月4日(火)(予定)	8月7日(金)までに届かない場合は、当 協会試験部まで連絡 (実地試験の案内通知は学科試験の合格 通知に同封) 【手引P19、22】
実地試験	試験の案内通知、 受検票		
	受験手数料の 払込期間	令和2年8月4日(火)～ 8月13日(木)	振込用紙は、実地試験の受検票の綴りと 一体【手引P18】
	受験地変更	令和2年8月11日(火)まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P20】
	受検の取り消し	令和2年8月13日(木)まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P20】
	試験日	令和2年8月下旬～9月中旬	指定した集合日時に来場、受付 【手引P17】
	合格発表 合格通知	令和2年11月19日(木)(予定)	11月27日(金)までに届かない場合は、 当協会試験部まで連絡 【手引P22】
合格証明書交付申請		合格発表日以降随時受付	【手引P22、23】

※1 再受検者も受検申込は同じ期間です。
※2 共通問題は、すべての学科受検者が受検しなければなりません。共通問題を欠席すると、種別問題を受験することができません。

2 級建設機械施工技術検定（学科試験・実地試験）

1. 受検資格と申込みに必要な書類

(1) 受検資格

下表の（イ）、（ロ）、（ハ）、（二）のいずれかに該当する者

(2) 申込みに必要な書類

下表にある受検者全員が必要な書類及び受検区分に応じて必要な証明書類

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
（イ）	学校教育法による ○大学卒業 ○専門学校卒業 （「高度専門士」に限る）	卒業後、受検しようとする種別に6月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上の実務経験年数が必要	卒業後、受検しようとする種別に9月以上で、他の種別の経験を通算して1年6月以上の実務経験年数が必要	卒業証明書等 ○区分（イ）（ロ）（ハ）（最終学歴が中学校以外の場合）は最終学歴の卒業証明が必要です。 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。（別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照） ○大学院修了者の場合は、大学の卒業証明書が必要です。（大学院の修了証明書は不可） ○高卒認定試験合格者等については、合格証明書が必要となります。 ○「高度専門士」「専門士」の資格によって受検申込する場合はその称号を証明する書類も必要です。（称号取得証明書等） ○卒業した学校が「学校統合」等で存在しない場合、その学校があった都道府県や市町村の教育委員会に卒業証明書等の入手方法を問い合わせてください。 ○卒業証明書の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください。（学校の封筒は開封しても構いません）	① 受検申請書類 2 枚 履歴票・実務経験証明書・受検申請書 1 枚 写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1 枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ② 受検申込書（コンピュータ入力票）1 枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ③ 本籍地記載の住民票 1 通 住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ○申請時から6ヶ月以内に取得したもので交付日が記載されているもの。 ○住民票のコピーは不可。 ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。 ○婚姻等の理由により添付する他の書類（卒業証明書等）と氏名が変わっている場合は戸籍抄本が必要です。 ④ パスポート用カラー証明写真 1 枚 写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真 ①縦 4.5cm ×横 3.5cm のパスポート申請用のもの ②申請時から6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし ③無背景、無帽、正面を向いたもの（概ね肩から上） ○以下の写真は使用できません。 ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの ・サングラス、色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが3センチ以下のもの ○写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。（セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないように注意してください） ※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます（受検できない場合もあります）。 ⑤ 受験手数料振替払込受付証明書 ○郵便局の窓口で、10,100 円または 20,200 円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。（払込手数料は本人負担となります。） ○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。 ○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。） ○ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。 本人の控えとして必ずコピーを取ってください。 インターネットや電信振替での振込は受付けておりません。
（ロ）	学校教育法による ○短期大学卒業 ○高等専門学校卒業 ○専門学校卒業 （「専門士」に限る）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に1年6月以上 ②同上の経験が1年以上1年6月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上		
（ハ）	学校教育法による ○高等学校・中等教育学校卒業 ○専門学校卒業 （「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に3 年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6月以上		
（二）	その他の者 （最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上		卒業証明書は必要ありません。	

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から⑦の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験、② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、③ 旧専門学校入学検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定、④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験、⑤ 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科、⑥ 旧

平成29年度から令和元年度までの受検票又は不合格通知をお持ちの方で、前回と同一の種別を受検される方は、書類の一部が省略できます。（7頁参照）

（注意1）実務経験年数は、令和2年6月20日現在までの見込みで申請することができますが、見込み申請に変更があった場合に修正申告を行わないと不正行為として扱われる場合があります。実務経験証明書の書類作成日までに実務経験年数が受検資格を満たす者は、書類作成日現在までの実務経験年数までを記入して提出してください。

（注意2）建設機械の種類（種別）と実務経験の内容については、9頁を参照してください。

（注意3）学歴と実務経験年数の条件が重複する場合については、12頁を参照してください。

（注意4）指定学科・専修学校等の取扱いについては、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。

（注意5）日本国外の学校を卒業した方は、11頁を参照してください。申込に必要な書類に不足があると受検できません。

申込に必要な書類	
受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
卒業証明書等 ○区分（イ）（ロ）（ハ）（最終学歴が中学校以外の場合）は最終学歴の卒業証明が必要です。 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。（別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照） ○大学院修了者の場合は、大学の卒業証明書が必要です。（大学院の修了証明書は不可） ○高卒認定試験合格者等については、合格証明書が必要となります。 ○「高度専門士」「専門士」の資格によって受検申込する場合はその称号を証明する書類も必要です。（称号取得証明書等） ○卒業した学校が「学校統合」等で存在しない場合、その学校があった都道府県や市町村の教育委員会に卒業証明書等の入手方法を問い合わせてください。 ○卒業証明書の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください。（学校の封筒は開封しても構いません）	① 受検申請書類 2 枚 履歴票・実務経験証明書・受検申請書 1 枚 写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1 枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ② 受検申込書（コンピュータ入力票）1 枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ③ 本籍地記載の住民票 1 通 住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ○申請時から6ヶ月以内に取得したもので交付日が記載されているもの。 ○住民票のコピーは不可。 ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。 ○婚姻等の理由により添付する他の書類（卒業証明書等）と氏名が変わっている場合は戸籍抄本が必要です。 ④ パスポート用カラー証明写真 1 枚 写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真 ①縦 4.5cm ×横 3.5cm のパスポート申請用のもの ②申請時から6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし ③無背景、無帽、正面を向いたもの（概ね肩から上） ○以下の写真は使用できません。 ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの ・サングラス、色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが3センチ以下のもの ○写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。（セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないように注意してください） ※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます（受検できない場合もあります）。 ⑤ 受験手数料振替払込受付証明書 ○郵便局の窓口で、10,100 円または 20,200 円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。（払込手数料は本人負担となります。） ○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。 ○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。） ○ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。 本人の控えとして必ずコピーを取ってください。 インターネットや電信振替での振込は受付けておりません。

青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課、⑦ 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。

・高等学校を卒業した者には、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定合格者を含む。

・短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定合格者を含む。

(3) 学校教育法による専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされています。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができるとされています。専門学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができます。

- 「高度専門士」の要件
 - ①修業年数が4年以上であること。
 - ②全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
 - ③体系的に教育課程が編成されていること。
 - ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- 「専門士」の要件
 - ①修業年数が2年以上であること。
 - ②全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
 - ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
 - ④高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

(4) 受検者の区分

2級建設機械施工技術検定試験では、学科試験と実地試験の受検を同時に申込する受検者について、次の2者に区分しています。

- 1) 一般受検者
R02年度に学科試験と実地試験を受検する者のうち、下記の再受検者を除くすべての受検者
- 2) 再受検者
H29年度以降に「学科試験と実地試験」の受検を申し込みした者のうち、学科試験を不合格となった者（欠席者を含む）または実地試験を不合格となり学科試験から受検する者でR02年度に前回と同じ種別で受検する者になります。

※再受検者の例示

- 平成29年度から令和元年度のいずれかの年度に、2級の第1種と第2種を受検し両種別とも不合格となった場合、下記①及び②が「再受検者」となり、③は「一般受検者」となります。
- ① 令和2年度に、第1種と第2種の両種別を受検する者
 - ② 令和2年度に、第1種又は第2種のいずれかを受検する者
 - ③ 令和2年度に、第1種又は第2種と他の種別（第3種～第6種）の組合せで受検する者

※再受検者による提出書類の一部簡素化

再受検者については、当協会が保存する過去3年の受検者データから確認できる事項について、受検申込の提出書類の一部を簡素化させていただいております。

- 注)** H28年度以降に「学科試験と実地試験」または「学科試験のみ」の学科試験に合格しR02年度に実地試験を受検する者は、次の「実地試験（1回目）」または「実地試験（2回目）」の対象者となります。
- ・「実地試験（1回目）」：R02年度に初めて実地試験を受検する者
 - ・「実地試験（2回目）」：R01年度に初めて実地試験を受検し不合格となった者

(5) 提出書類について

前項（4）の受検者区分により提出書類が異なります。下表の「○」印が必要な書類です。24項からの記入例に従い必要事項を漏れなく記入のうえ提出してください。

申込書類			一般受検者	再受検者 (注5)
書類No.	名 称			
①	A 票	2級技術検定受検申請書	○	○
②		履歴票	○	○
③		履歴票	○	×
④		2級技術検定実務経験証明書 (注1)	○	×
⑤	B 票	2級技術検定合格証明書交付申請書	○	○
⑥		2級技術検定試験全部免除申請書	×	×
⑦	C 票	コンピュータ入力票（一般受検者記入用）	○	×
⑧	D 票	コンピュータ入力票（再受検者記入用）	×	○
		上記入力表に、下記のいずれかを貼付（原本またはコピー） ・学科試験受検票（H29～R01のいずれか） ・学科試験不合格通知（H29～R01のいずれか）	×	○ (注2)
⑨	郵便振替払込受付証明書 写真票指定の貼付欄へ貼付		○	○
⑩⑪	写真票 ⑩（表面）、⑪（裏面） パスポート用カラー証明写真（縦4.5cm×横3.5cm）を写真票貼付欄へ貼付		○	○
本籍地記載の住民票 申請時から 6 ヶ月以内に取得したもので交付日が記載されているもの			○ (注3)	○
卒業証明書 中学卒業者を除く			○ (注4)	×

- (注1) 国土交通大臣が認定する職業訓練（10頁参照）を実務経験とする場合は、実務経験証明書のほか、訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しが必要です。
- (注2) 学科試験の受検票又は不合格通知は、「学科・実地試験」のものに限ります。「学科のみ」を受検し不合格となった者は一般受検者となります。
- (注3) 提出する住民票の氏名が、婚姻等の理由により、他の添付書類（卒業証明書等）の氏名と異なる場合は、本籍地記載の住民票のほか、戸籍抄本を提出してください。再受検者等で添付書類が省略できる者も、前回提出した書類の氏名や本籍に変更がある場合は、住民票と戸籍抄本を提出してください。
- (注4) 卒業した学校及び学科によっては成績証明書等も必要になります。別冊の「指定学科・専修学校等一覧」で確認してください。卒業証明書の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください。（学校の封筒は開封しても構いません）
「高度専門士」又は「専門士」の資格で受検する者は、その称号を証明する書類が必要です。ただし、卒業証明書に称号が記載されている場合は不要です。
- (注5) 再受検者は、申込書のD票に前回試験の「学科試験の受検票」または「学科試験の不合格通知書」の原本またはコピーを貼付する必要があります。
上記のハガキを紛失された場合は、以下の手順で申し込みを行うことで、再受検者として申し込むことができます。

※受検票や不合格通知書を紛失された場合の手続き

- ①再受検者の確認
- 必ず受検者本人が、当協会試験部に電話をして、受検年度と受検科目等から再受検者であることの確認を受けてください。
- ②再受検者に係る書類の紛失届の記載
- 42頁の「再受検者資格の確認 申請書」をコピーし、必要事項を記載してください。
- ③事務手数料の納付手続
- 郵便局で、「定額郵便小為替500円」を購入してください。
- ④受検申し込み
- 他の受検申込書類とともに、②の「再受検者資格の確認 申請書」と③の「定額郵便小為替500円」を申請用封筒に同封のうえ、試験部あてに郵送してください。

以上により申し込みいただいた受検者は、申込書のD票のハガキ貼付欄に、事務局が再受検者の確認印を押印し、再受検者として受検申請手続きを行います。

なお、上記①～④の手続きを行わない者は、一般受検者として必要書類を準備し受検申し込みを行ってください。

2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について

(1) 2級建設機械施工技術検定試験の種別

2級の建設機械施工技術検定試験は、次表の第1種から第6種の種別により実施します。受検資格となる実務経験は、各種別の内容欄に例示する建設機械に係る実務経験になります。

なお、令和2年度に受検できる学科試験の種別は最大で2つの種別までで、奇数の種別から1つと偶数の種別から1つを選択できます。受検可能な種別の組合せや試験方法については、14頁の「4. 試験の方法及び内容」を参照してください。

実地試験は、試験日1日当たり最大2つの種別が受検できます。3つ以上の種別を受検する場合は2日以上以上の試験となります。なお、平成28年度以降の学科試験に合格した者は、実務経験年数を満たせば、その合格種別について、学科試験合格年度を含む12年間の連続する2回の実地試験について、学科免除受検者として実地試験を受検することができます。

種 別	内 容
第1種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダーによる施工
第4種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

注) 試験の方法及び内容については、14頁を参照してください。

(2) 実務経験

受検資格における「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ効率的に行うために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（工程管理、品質管理、安全管理施工図の作成等を含む）、指導若しくは監督した経験（補助者としての経験を含む）。
- ・工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験（補助者としての経験を含む）。
- ・建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験。
- なお、施工に直接的に関わらない以下の経験は含まれません。
- ・設計のみの経験。
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験。

上記のほか、下表の「国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧」に示す職業訓練のうち、いずれか一つの訓練も実務経験とみなします。ただし、職業訓練の経験は、受検しようとする種別の実務経験年数ではなく、その他の種別での実務経験となります。実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとし、最終学歴以前のもの及び在学中のものは実務経験に含みません。

また、検定種別の対象となる工事の経験及び職業訓練を重複して申請することはできません。1つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事や職業訓練を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく、いずれか1つの経験として申請してください。（次頁の事例参照）

注）職業訓練を実務経験とする場合は、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

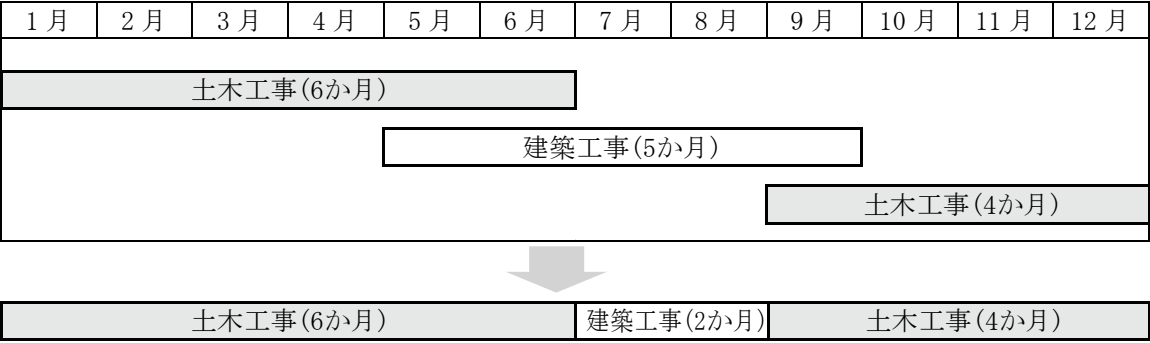
国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

令和元年11月1日現在、建設機械施工技術検定の受検資格に必要とされる実務経験年数として取扱うことが認定された職業訓練は、下記一覧のとおりです。

所 在 地	施 設 名	訓 練 科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊 本 県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援 機構熊本職業能力開発促進 センター荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程 建設機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術 専門学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学校 普通課程機械整備系建設機械 整備科	建設機械整備科	1年

【実務経験の期間が重複する場合の事例】

下図は、1年間に3つの工事を経験し、このうち土木工事と建築工事で3ヶ月間の重複部分がある場合の事例で、重複部分を土木工事を行った場合で算出しています。このように、重複部分をいずれかの工事経験に調整し、合計期間が1年（12ヶ月）を超えないようにする必要があります。



(3) 指定学科

「指定学科」とは、国土交通省令で定められている学科及び国土交通大臣がそれと同等以上と認定している学科等で、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」のとおりです。

(4) 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取扱いについては、原則として学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、その学歴について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります（最終学歴の学科が指定学科に相当するかということも同時に審査します。）。

受検を希望される者は、受検申請書類に下記の必要書類を添付し、当協会宛に提出してください。

- 1) 審査申請にあたっての注意
- 認定を受ける際には、日本国内での建設機械施工に関する所定の実務経験年数が必要です。
- 2) 審査に必要な書類
- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)……(国土交通省HPからダウンロードしてください。)

② 卒業証明書の原本のコピー及び日本語訳

③ 成績証明書の原本のコピー及び日本語訳(単位数、履修時間がわかるもの。)

④ 履修科目の概要を説明したもの
- なお、既に建設機械施工若しくは他の種目試験で受検資格を認定されている者は、認定書の写しを提出してください。
- 3) 申請方法
- 審査申請書類一式を当協会に提出してください(受検申請書に同封することも可能です。)
- 4) 審査結果等について
- ・個別認定の審査結果については、国土交通省から申請者本人宛に通知されます。

・国土交通大臣の認定を受けて、当協会から申請者本人宛に受検票を送付します。

・審査結果によっては、受検できないこともあります。
- 5) 国外学校認定審査に関する問合せ先
- 国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係 TEL03(5253)8111 (内線:24744)

(5) 学歴と実務経験の条件が重複する場合

実務経験は卒業後の経験しか認めません。

夜間部(二部)等に在学中や最終学歴とする学校への入学前の経験(職業訓練を含む。)を実務経験としたい場合は、その実務を経験する前に卒業した学校がこの受検申込における最終学歴となります。

3. 実務経験年数に関する注意

(1) 2つの種別を同時に受検する場合の実務経験年数の例示

1) 高等学校の指定学科(土木科等)を卒業した場合

第1種(又は第3種、第5種)と第2種(又は第4種、第6種)の2つの種別を受検するには、種別ごとに1年6ヶ月以上の経験があれば、通算で3年以上の経験となるため受検可能です。
どちらかが2年以上であっても、もう1つの種別の実務経験が1年6ヶ月以上必要となります。また、第1種と第3種、第2種と第4種のような奇数同士や偶数同士の種別を同時に受検することはできません。

2) 高等学校の指定学科以外の学科を卒業した場合

1)と同様に、種別ごとに2年3ヶ月以上の経験があれば受検可能です。

3) 中学校を卒業し受験する場合

1)と同様に、種別ごとに4年以上の経験があれば受検可能です。

4) 大学の指定学科以外の学科を卒業した場合

1)と同様に、種別ごとに9ヶ月以上の経験があれば受検可能です。

(2) 受検種別の経験年数の計算方法の例示(工事の経験)

建設工事においては、複数の種別の建設機械で施工されるのが通常です。そのため、各種別の実務経験の算出については、下記例示のように、従事した工事の勤務実態に基づき、各種別機械による施工割合から按分するものとします。なお、1ヶ月未満の端数は1ヶ月とします。

1) 通算の実務経験が4年となる者で、第1種を受検する場合

勤務の実態として、ブルドーザー(第1種)での施工割合が4割、ショベル(第2種)での施工割合が5割、モーターグレーダー(第3種)での施工割合が1割であれば、
・受検しようとする種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.4 →20ヶ月 →1年8ヶ月
・他の種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.6 →29ヶ月 →2年5ヶ月
となります。

2) 上記の者が、第2種を受検する場合

・受検しようとする種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.5 →24ヶ月 →2年
・他の種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.5 →24ヶ月 →2年
となります。

3) 上記の者が、第3種を受検する場合

- ・受検しようとする種別の実務経験は、4年（48ヶ月）×0.1 →5ヶ月
- ・他の種別の実務経験は、4年（48ヶ月）×0.9 →44ヶ月 →3年8ヶ月

となり、実務経験年数が最短となる大学の指定学科の卒業者であっても、受検しようとする種別の実務経験が不足するため受検できません。

※勤務実態については、受検者及びこれを証明する者で十分に精査してください。

(3) 受検種別の経験年数の計算方法の例示（職業訓練の経験を加える場合）

1) 高等学校の指定学科（土木科等）を卒業し第2種を受検する場合

この場合、第2種の実務経験が1年6ヶ月以上、その他の種別との通算の実務経験年数が3年以上必要となります。

建設工事の現場における実務経験が2年6ヶ月、このうち第1種の実務経験が1年、第2種の実務経験が1年6ヶ月ある者が、6ヶ月の職業訓練期間を合わせて受検する場合の例示です。

- ①受検しようとする種別（第2種）の現場実務経験：1年6ヶ月
- ②その他の種別（第1種）の現場実務経験：1年
- ③その他の種別とみなす職業訓練の期間：6ヶ月

上記のとおり、受検しようとする種別で1年6ヶ月、その他の種別で1年6ヶ月、通算の実務経験が3年となるため、受検資格を満たします。

2) 大学の指定学科以外を卒業し第2種を受検する場合

この場合、第2種の実務経験が9ヶ月以上、その他の種別との通算の実務経験年数が1年6ヶ月以上必要となります。

建設工事の現場における実務経験が1年2ヶ月、このうち第1種の実務経験が3ヶ月、第2種の実務経験が9ヶ月ある者が、6ヶ月の職業訓練期間を合わせて受検する場合の例示です。

- ①受検しようとする種別（第2種）の現場実務経験：9ヶ月
- ②その他の種別（第1種）の現場実務経験：3ヶ月
- ③その他の種別とみなす職業訓練の期間：6ヶ月

上記のとおり、受検しようとする種別で9ヶ月、その他の種別で9ヶ月、通算の実務経験が1年6ヶ月となるため、受検資格を満たします。

注）職業訓練の実務経験年数となる期間については、10頁の「国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧」に記載の期間とします。

4. 試験の方法及び内容

2級建設機械施工技術検定試験は、学科試験と実地試験により実施します。

(1) 学科試験

各種別に共通する土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、法規に関する「共通問題」と各種別の建設機械、建設機械施工法に関する「種別問題」について、択一のマークシート方式により行います。

試験は、**最大2つの種別を受検できますが、試験の時間割の都合上、奇数種別（第1種、第3種、第5種）と偶数種別（第2種、第4種、第6種）のグループから各1つの種別の選択となります。**

受検可能な種別の組合せは、第1種と第2種、第1種と第4種、第1種と第6種、第2種と第3種、第2種と第5種、第3種と第4種、第3種と第6種、第4種と第5種、第5種と第6種の9通りです。

○学科試験は「共通問題」と「種別問題」で構成されています。

○共通問題は、全ての学科受検者が受検しなければなりません。

○種別問題は、受検者が選択した1つ又は2つの種別についての試験です。

○共通問題及び種別問題ともに、択一のマークシートによる解答方式です。

○共通問題と種別問題のいずれか、あるいは両方を受検しなかった場合は「欠席扱い」となります。

○共通問題を欠席した受検者は、種別問題を受検できません。

※学科試験の時間割は、17頁を参照してください。

試験内容の詳細は下表を参照してください。

試験区分	試験科目	試 験 基 準
共通	土木工学	1. 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2. 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
	建設機械原動機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3. 機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
	石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
第1種	トラクター系建設機械	1. トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	トラクター系建設機械施工法	1. トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

試験区分	試験科目	試験基準
第2種	ショベル系建設機械	1. ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	ショベル系建設機械施工法	1. ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ショベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第3種	モーター・グレーダー	1. モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	モーター・グレーダー施工法	1. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第4種	締め固め建設機械	1. 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	締め固め建設機械施工法	1. 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第5種	ほ装用建設機械	1. ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	ほ装用建設機械施工法	1. ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械	1. 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	基礎工事用建設機械施工法	1. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

(2) 実地試験

受検種別ごとに、所定のコース内での操作施工による試験(下表参照)を行います。

試験区分	試験科目	試験基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	1. ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12 t 級
※第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル〔バックホウ〕	山積み0.28～0.45 m ³ 級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12 t 級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40～50 t 吊級

※第2種(ショベル系建設機械操作施工法)については、「JIS規格の操作方式左操作レバー横旋回方式」で試験を行います。

5. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日 時
学科試験	令和2年6月21日（日） 午前9時15分から
実地試験	令和2年8月下旬～9月中旬までのあらかじめ指定した日時 ※合格通知書（学科試験合格者）に同封する実地試験実施案内書で指定する日時となります。 指定日時の変更はできません。

(2) 学科試験の試験地（予定）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(3) 実地試験の試験地及び実地種別（予定）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石(北 狩海 道市)	仙(宮 台城 市県)	下(栃 都賀 県郡)	秩(埼玉 父玉 市県)	小(石 松川 市県)	富(静 土岡 市県)	刈(愛 谷知 市県)	明(石 庫庫 市県)	小(兵 野庫 市県)	広(広 島島 市県)	善(香 通川 寺県)	糟(福 屋岡 郡県)	国(沖 頭縄 郡県)
トラクター系建設機械 （第1種）	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ショベル系建設機械 （第2種）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーター・グレーダー （第3種）	○	○		○	○					○	○	○	
締め固め建設機械 （第4種）	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
ほ装用建設機械 （第5種）	○			○			○						
基礎工事用建設機械 （第6種）						○		○					

注1) ○印が該当種別の実地試験を行う試験地です。空欄の地域では、該当種別の実地試験は行いません。
注2) 試験会場の規模と受検者数により、申込の希望受験地とならない場合があります。また、同じ会社や学校の方と一緒に受検する場合でも、会場及び日時は異なる場合がありますので、必ずご自身あての通知により確認してください。

(4) 学科試験の時間割（予定）

試験区分	入室時刻	試験準備 (試験問題配布等)	試験時間
共通問題 注1) (択一式)	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～10時30分
種別問題(第2種、第4種、第6種) (択一式)	11時15分	11時15分～11時25分	11時25分～12時25分
(昼 休 み)	(12時25分～13時25分)		
種別問題(第1種、第3種、第5種) (択一式)	13時25分	13時25分～13時35分	13時35分～14時35分

注1) 共通問題は、すべての学科受検者が受検しなければなりません。共通問題を欠席すると、2時間目以降の種別問題を受検することはできません。
なお、問題解答は択一で、マークシート方式で行います。

6. 受験手数料

学科試験の受験手数料は受検申込時、実地試験の受験手数料は学科試験合格後の払込となります。

(1) 学科試験受験手数料

払込期日は、令和2年3月31日（火）の受検申込期限までです。

1つの種別を受検	10,100 円	受検申請書提出時には、 学科試験受験手数料のみ払込
2つの種別を受検	20,200 円	

(2) 実地試験受験手数料（予定）

学科試験受験手数料と一緒に払い込まないでください。
払込期間は令和2年8月4日（火）～8月13日（木）**(期限厳守)** です。

1つの種別を受検	21,600円
2つの種別を受検	43,200円

7. 受検申込について

- (1) 受検申込の受付期間
- 令和2年2月14日（金）～令和2年3月31日（火）
- ※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない簡易書留の場合は、令和2年3月31日（火）必着とし、期日を過ぎた受検申込は受付しません。
- (2) 提出先
- 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
- (3) 受検申込方法と注意事項
- ①申込書類一式を指定の申込み用封筒（薄緑色）に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として、郵送**してください（ポストへは投函しないでください）。
※受検者別に個別の封書で申込してください。同じ会社であっても、複数者による一括の申込は受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込も受付しません。
- ②学科試験の受験手数料は、**指定の郵便振替払込用紙**により払込をし「**郵便振替払込受付証明書**」を**申請書の添付欄**に全面にのり付けして**貼付**してください。**ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細書の原本を貼付**してください。また、控えとして必ず**コピーをとり申込者で保管**してください。
※郵便局（ゆうちょ銀行）窓口の郵便振替による受験手数料払込受付は、午後4時までとなっています。また、郵便取扱業務については、各郵便局で営業時間が異なりますので注意してください。なお、インターネットや電信振替での受験手数料の払込は受付しません。
- ③**令和2年3月31日(火)の消印までの**申込が有効となります（消印のないものは3月31日必着）。**受付期間を過ぎた申込は受付しません。期日を過ぎて受験手数料の払込をした者へは**、試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃を目安に返金させていただきます。
- ④受検申込後に受検を取り消す場合は、20頁の「10. 受検の取り消しについて」による取消を行ってください。受検の取り消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取り消し手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。
- ⑤受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証（お客様用）」は領収書に代えさせていただきますので紛失しないように保管してください。
※当協会からは領収書の発行はいたしません。

⑥**申込書類の到着確認は**、簡易書留発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。**当協会への問合せでは確認できません。**

⑦申込書類は、**必要な書類すべてに必要事項を記載のうえ一括同封により郵送**してください。必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので、十分に確認し申請してください。

⑧受検資格のない受検申請者及び上記⑦等により受検できない受検申請者には、ご本人宛に通知のうえ受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留により受検申請者が指定した郵便物送付先住所に郵送します。返金の時期は7月中旬頃となります。

⑨申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

※令和2年度の学科試験で受検する種別と合わせて、平成29年度～令和元年度の学科試験に合格した種別の実地試験を受検しようとする者の受検申込については、当協会へお問い合わせください。

(4) 実地試験の受検申込について

実地試験の受検申込は、前頁(3)により学科試験の申込と一緒に行いますが、**実地試験の受験手数料の払込については、学科試験の合格発表後**となります。この払込の手続きの完了をもって実地試験の申込手続きも完了します。

受験手数料の払込は、学科試験の合格通知と1枚綴りとなっている「払込取扱票」により、**令和2年8月13日(木)までに**郵便局で払込を行ってください。**受験手数料の未払者及び期日後に払込した者は申込手続が不受理となり受検できません。**期日後の払込者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、10月中旬頃に現金書留にて返金します。

(5) 受検票の送付

- 1) 学科試験の受検票（受検者の郵便物送付先住所にハガキを送付）
令和2年6月2日(火)に発送を予定しています。**令和2年6月8日(月)までに届かない場合は、必ず受検者本人から当協会まで連絡してください。**
- 2) 実地試験の受検票（受検者の郵便物送付先住所に封書を送付）
受検票は、他の書類（受検票と1枚綴りの「合格通知書」及び「払込取扱票」と、試験会場及び日時を指定した「実地試験実施案内書」）とともに、**8月4日(火)に発送を予定**しています。**令和2年8月7日(金)までに届かない場合は、必ず受検生本人から当協会まで連絡してください。**また、受検票が届いても、受験手数料の払込手続きが完了しないと受検できません。受験手数料は、必ず期日までに払込してください。

8. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き43頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、次の9項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会で受理したことを確認してください。

9. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により**居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は**、学科試験は令和2年6月8日(月)（必着）まで、**実地試験は令和2年8月11日(火)（必着）までに下記①～③の書類**を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより**当協会あてに送付してください。**なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会で受理したことを確認してください。

①変更届（本手引き43頁の書式をコピーしご利用ください。）

②受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）

③変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）

※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

10. 受検の取り消しについて

受検を取り消す場合は、**学科試験は令和2年6月8日(月)まで、実地試験は令和2年8月13日(木)までに文書により当協会あてに申し出てください。**当協会へご連絡いただければ、手続き方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取り消しを申し出た受検者については、試験事務手数料を差し引いたうえで受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取り消しはできません。**受検の取り消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

11. 学科試験にあたっての注意

試験日時と試験会場については、受検票により確認してください。また、試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

できる限り公共交通機関をご利用ください。試験中に駐車違反等で呼び出しを受け退室した場合は再入室はできません。また、試験開始から所定の時間内は退室が認められませんので、車での来場には十分に注意してください。

- (1) 当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）
 - 1) 受検票（紛失された場合は、(2) の 2) を参照してください。）
 - 2) 筆記具（硬度が B 又は HB の黒鉛筆若しくはシャープペンシル、プラスチック消しゴム）
注）上記以外の筆記具（ボールペン、消えるインクのボールペン等）は機械が読み取れないため使用できません。
注）電卓は使用できません。
注）通信機能や計算機能等が付いた腕時計は使用できません。
- 3) 写真付き身分証明書（運転免許証等）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受検番号ごとに指定された試験室について受付で確認したうえで、9時15分までに入室し、受検票を机の上に置いてお待ちください。

- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。
※紛失により再発行した受検票は受検後も大切に保管してください。
- 3) 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室及び受検はできません。
- 4) 試験開始後は、30分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- 5) 喫煙は、指定の場所のみとします。他の場所は禁煙です。
- 6) 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- 7) 試験中は、お茶等の缶、ペットボトルは机の上に置かないでください。
- 8) 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 9) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「16. 不正行為に対する措置」を適用します。
- 10) **試験問題と択一式の解答については、試験日の翌日の9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表**いたします。なお、試験問題の持ち帰りを希望する受検者については、試験終了時刻まで試験室に着席していた者に限り許可されます。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響がある場合は、ご確認をお願いします。

12. 実地試験にあたっての注意

集合日時と試験会場について、**実地試験実施案内書**で確認してください。

実地試験実施案内書は、受検者ごとに送付しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合であっても、受検者ごとに集合日時や試験会場が異なる場合があります。必ず受検者本人あての通知で確認してください。

試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

(1) 当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）

- 1) 受検票（紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。）
- 2) 実地試験実施案内書（紛失された場合は、(2)の3)を参照してください。）
- 3) ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのものでもよい）
- 4) 写真付き身分証明書（運転免許証等）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、実地試験実施案内書で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受検者あての案内書で確認してください。
- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。
※紛失により発行した仮受検票は受検後も大切に保管してください。

- 3) 受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合確認のため、受付で実地試験実施案内書の提示を求める場合がありますので、実地試験実施案内書は必ず持参してください。
案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認を受けたうえで来場してください。
- 4) その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(3) 試験の中止や延期について

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害等の発生又は災害発生が予想される場合は、試験を中止又は延期する場合があります。この場合は、当協会ホームページでお知らせします。

13. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定（発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。）

- 1) 学科試験
令和2年8月4日（火）（予定）
- 2) 実地試験
令和2年11月19日（木）（予定）
- 3) 合格発表の方法と場所
下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。
①一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
②国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
③内閣府沖縄総合事務局
④一般社団法人 沖縄しまたて協会
⑤一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <https://jcmanet-shiken.jp/>
⑥官報公告（実地試験の合格発表時のみ）

(2) 可否の通知

下記により、**受検者あてに郵便物送付先住所へ郵送**します。上記(1)の**合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人が当協会へご連絡ください。**ただし、**試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。**

- 1) 学科試験
合格者には、受検者あてに、学科試験合格通知書、受検票（実地試験）及び払込取扱票が1枚綴りとなった書類と、実地試験実施案内書を封書により郵送します。また、不合格者（欠席者を除く）には、その旨を記載したハガキにより通知します。
- 2) 実地試験
合格者には、合格通知書と交付手数料納付書が1枚綴りとなったハガキで、不合格者（欠席者を除く）には、その旨を記載したハガキにより通知します。

(3) 可否等の問合せ

可否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。**可否及び採点に関するお問い合わせには一切応じられません。**

14. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて

2級建設機械施工技士の国家資格を得るためには、本技術検定に合格した後、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書交付の申請手続きが必要です。

申請は、実地試験の合格通知書と1枚綴りになっている「交付手数料納付書」に、収入印紙2,200円（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがな
いことを確認し、合格通知書に記載した宛先へ簡易書留郵便で郵送してください。合格証明
書（B5サイズの書面）は、申請者本人あてに申請受付順に順次送付される予定です。

合格証明書の交付申請手続きに関するお問い合わせは、合格通知書に記載されている問
い合わせ先へお願いします。

15. 「2級建設機械施工技士」の処遇等

前項の手続きにより「2級建設機械施工技士」の国家資格を得ると、建設業法に基づく建設
業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～③に示す有資格者になることができ
ます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に限られま
す。

- ①請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合
に必要な営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ②建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術
者になれます。
- ③公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては、専任の
主任技術者になれます。
上記の他に得られる資格については、38頁を参照してください。

16. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らか
となった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消の措置を行います。この処分を受
けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。
また、不正行為に関係した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の
手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは
「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

17. 個人情報について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、
住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を
適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者
を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の
個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人
情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やか
に溶解処分します。なお、受検者の受験番号、氏名、生年月日、可否の別及び写真票に
ついては、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。
なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバー等）につい
ては、当協会が管理するデータの対象外とします。

2級（学科・実地試験）

18. 申込書類の作成方法

誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

（記 入 例）

下表は、8頁の提出書類の一覧表のうち、住民票など第三者が発行する添付書類を省略しています。

申 込 書 類		書類No.	一般受検者		再受検者	
			提出の有無	頁	提出の有無	頁
A票	2級技術検定受検申請書	①	○	25	○	27
	履歴票	②	○	25	○	27
	履歴票	③	○	25	×	×
	2級技術検定実務経験証明書	④	○	26	×	×
B票	2級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	29	○	29
	2級技術検定試験全部免除申請書	⑥	×	×	×	×
C票	コンピュータ入力票（一般受検者記入用）	⑦	○	31	×	×
D票	コンピュータ入力票（再受検者記入用）	⑧	×	×	○	33
郵便振替払込受付証明書（写真票貼付欄へ貼付）		⑨	○	30	○	30
写真票（表面）		⑩	○	30	○	30
写真票（裏面）		⑪	○	30	○	30

注）○印が提出する書類です。例にしたがって記入又は貼付をしてください。

重 要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、
その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正
を申し出てください。

「一般受検者」(7～8頁参照)の申込書類の作成方法(①～④の記入例)

- ・年齢は令和2年3月31日現在で計算してください。
- ・実務経験年数は、**令和2年6月20日現在**までの見込みの経験年数とすることができ、実務経験証明書の作成日までで受検資格を満たす者は、書類作成日より、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。
- ・記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合がありますので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・楷書により、年齢は令和2年3月31日現在で計算してください。

R02 2級（学科・実地試験）

記入不要

学級の希望受験地を記入してください。

年齢は令和2年3月31日現在で計算してください。

履歴票

票

A票

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。所在地は郵便番号、番地まで正確に記入してください。

最終学歴と一つ前の学歴を記入してください。
最終学歴が中学校卒の場合は中学校名のみ記入。
高校以上（専門学校を含む）の最終学歴については卒業証明書の添付が必要です。

受検種別に関する実務経験年数月数のみを記入してください。

実務経験年数の合計を記入してください。

現在勤務している会社の事業主の証明が必要ですが、前回の会社の実績は、現在の会社で証明が得られれば結構です。

証明印は、会社印（組織印）及び代表者印（公印）を押印してください。自営業の方は、余白で「会社印なし」と朱書きし、私印を押印してください。

受検種別に関する実務経験年数のみを記入してください。受検しない種類の経験年数は記入しないでください。

同じ年数になります。
実務経験年数は 令和2年3月31日現在で記入してください。

受検者本人が手書きで署名し、捺印してください。

2級技術検定受験申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
令和2年3月17日
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

氏名 梶原太郎

受検種別
第1種
第2種
第3種
第4種
第5種
第6種

学科試験受験希望地 東京

実地試験受験希望地 秩父

申込日

受検種別を○で囲んでください。（この例は2つの種別を受検する場合の例です。）

2級技術検定実務経歴証明書

下記の受検申請者の実務経歴の内容は、下記のとおりであることを証明します。
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿
令和2年3月17日

（印）を押す

証明者 会社名 東京都建設株式会社
所在地 東京都中央区△△△△
職名 代表取締役社長
氏名 川島三郎

受検者 氏名 梶原太郎
生年月日 昭和48年11月3日
証明者との関係 △△△△
住所 東京都△△区△△△△-5-8
所属（節減名） 土木課
勤務先名 勤務先所在地 東京都△△区△△△△-1-1
No. 1 (株) 東京都建設
2 建設機械施工に関する実務経験
3 建設機械施工に関する実務経験
4 建設機械施工に関する実務経験
5 建設機械施工に関する実務経験
6 建設機械施工に関する実務経験
7 建設機械施工に関する実務経験
8 建設機械施工に関する実務経験
合計 事務作成日以降の翌日から令和2年6月20日の実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合は、見込みの実務経験年数(月数)を記入してください。
この合計で実務経験年数が受検資格を満たす方は、下表の⑨は記入しないでください。
事務作成日以降までの建設機械施工に関する実務経験年数(No.1～No.9)の合計を記入してください。
書類作成日以降の翌日から令和2年6月20日の実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合は、見込みの実務経験を記入してください。
No. 勤務先名 勤務先所在地 所属（節減名） 在職期間中の受検種別 在職期間中の受検種別に係る実務経験内容 在職期間中の受検種別に係る実務経験年数(月数) 在職期間中の受検種別に係る実務経験内容 在職期間中の受検種別に係る実務経験年数(月数)
1 勤務先名 勤務先所在地 所属（節減名） 在職期間中の受検種別 在職期間中の受検種別に係る実務経験内容 在職期間中の受検種別に係る実務経験年数(月数) 在職期間中の受検種別に係る実務経験内容 在職期間中の受検種別に係る実務経験年数(月数)

書類作成日

勤務会社が変ったら行を改めて記入してください。

※裏面にも記入箇所があります。

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

梶原太郎

1

2

3

4

1

2

3

4

【一般受検者】
A票を書き終えたらB票
(29頁)及び写真票(30頁)
に進んでください。

「再受検者」(7～8頁参照)の申込書類の作成方法(①②のみの記入例)

- ・記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合があるので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- ・誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

[illegible][illegible]

A票を書き終えたらB票
(29頁)及び写真票(30頁)
に進んでください。

「一般受検者」・「再受検者」(7～8頁参照)の申込書類の作成方法 (⑤と⑨と⑩と⑪の記入例)

- ・記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合があるので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください (鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください)。
- ・誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

⑤

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

B票

2級技術検定合格証明書交付申請書

2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府 沖縄総合事務局長

本籍	青森	都・道府・県
現住所	東京 〇〇区△△3-5-8	(TEL 03-〇〇〇〇-XXXXX)
生年月日	昭和 元年 11月 3日生	
技術検定の種目及び種別	建設機械施工 第1種 第4種	

フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原 太郎

日付は、記入の必要ありません。

記入しないでください
令和 年 月 日

⑥

2級技術検定試験全部免除申請書

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

生年月日・年齢	昭和 平成	年 月 日生・満	年 月 本籍	都・道府・県
*免除番号				
受検種目	建設機械施工	受検種別	第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種	学科試験 学科試験 学科試験 学科試験 学科試験 学科試験 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	昭和 平成 令和 令和	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

フリガナ 氏名

令和 年 月 日

番号

記入の必要はありません

- ・「郵便振替払込受付証明書」を貼付ください。
- ・ATMで払込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。明細票のコピーを必ず取って保管してください。

⑨

R02

受検番号

学科希望受検地 東京

氏名 梶原太郎

案件 バスポート用 カラー証明写真
写真店で撮影した明るさやコンポジションが適切で鮮明なカラー証明写真
①縦4.5cm×横3.5cmのバスポート用証明のもの
②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし
③無背景、無帽、正面を向いたもの(鏡おろしから上)
④目の前のカメラで撮影したものは使用できません。
⑤写真の裏に、氏名、受検する級、希望受検地を記入してください。
⑥写真貼付欄には貼れないように全面のリ付けしてください。(セロテープ使用不可)
※合格証明書の写真は、写真裏の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます(受検できない場合もあります)。
詳しくは「受検の手引」6頁で確認してください。

郵便振替払込受付証明書 (払込人→郵便局→払込人)
口座番号 00170-5-71122
一般社団法人 日本建設機械施工協会
金額 2,012,010
払込先 〇〇区△△3-5-8
氏名 梶原太郎
受付局 日附印
芝公園 2.3.17
貼受検申込書 用書

R02

2級 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種

令和2年度技術検定 写真票

フリガナ 氏名 梶原太郎

通称名

受検級

出欠状況 区 分 出 欠 学 共 通 第 第 第 第 第 第 科 種 種 種 種 種 実 地 地

撮影日を必ず記入してください。(申請前6カ月以内)

- 学科試験の受験手数料
- ・1つの種別を受検する場合 10,100円
 - ・2つの種別を受検する場合 20,200円

受検者の氏名を必ず記入してください。

- ここに貼付された写真を合格証に転写します。左に書かれている条件をご確認の上、貼付ください。それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

⑩表

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

⑪裏

R02

フリガナ 氏名 梶原 太郎

フリガナ 通称名

本籍 都・道府・県

生年月日 昭和 元年 11月 3日生(満30歳)

年齢 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

現住所 東京 〇〇区△△3-5-8

勤務先名 (株)東京建設

勤務先所在地 東京 〇〇区△△1-1-1

TEL. 03-〇〇〇〇-XXXX

「再受検者」(7～8頁参照)の申込書類の作成方法(⑧の記入例)

- ・C票(D票の裏面)は、一般受検者の記入用紙ですので記入しないでください。
- ・ 内は、必ず記入してください。
- ・ 内は、該当する方が記入してください。
- ・記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合がありますので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください)。
- ・誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

⑧

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

本籍地のコードに○を付けてください。

一桁の数字の場合、0(ゼロ)＋数字、記入例のように記入してください。

婚姻等で前回の受検申込時から氏名を変更された方は記入してください。

受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入してください。ただし、住所を除く宛先名は25文字以内としてください。同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。郵便物を受け取ることでできる住所であれば住民票に記載されている住所と同一である必要はありません。

勤務先を記入する場合、株式会社→(株)、有限会社→(有)、会社名の後に(内)を付けてください。

この欄は、必ず手書きで記入してください。

氏名印文字数に制限があるため、10文字を超える氏名の場合は、10文字以内のイニシャル等で記入してください。

⑧ R02 2級

 は全箇所必ず記入すること

コンピュータ入力票

 記入した箇所に二重線を引き訂正してください。
訂正印は不要です。

2級建設機械施工技術検定(学科試験・実地試験)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

整理番号										
フリガナ	カジ	ワラ	タロウ							
氏名	梶原	太郎								

フリガナ															
通称名															
性別	男	①	生年	昭和	1	1	0	1	年	1	1	月	0	3	日

本籍地	01	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	7	0	8	0	9	1	0	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	2	0	2	1	2	2	2	3	2	4	2	5	2	6	2	7	2	8	2	9	3	0	3	1	3	2	3	3	3	4	3	5	3	6	3	7	3	8	3	9	4	0	4	1	4	2	4	3	4	4	4	5	4	6	4	7	4	8
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX	TEL. 090-0000-XXXX
	FAX. 03-0000-XXXX

フリガナ										
(旧)氏名										
フリガナ										
(旧)通称名										

試験区分	学科再受検者	①
------	--------	---

郵便物送付先住所	〒0000-XXXX-XX 東京都00区△△△1-1-1 東京建設内 (株)東京建設内 (会社の場合は会社名を必ず記入すること) TEL. 03-0000-XXXX
----------	---

誓約：上記記載の内容が事実及び技術検定実務経験証明書の内容と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名 梶原太郎 (必ず申請者本人が、手書きで署名ください。)

D票

「再受検者」用

令和2年 03月 11日

学科	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道
受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道

受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道
受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道

受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道
受験地	札幌	旭川	釧路	帯広	富良野	十勝	上川	中川	空知	北海道

料金別納郵便	〒0000-XXXX-XX 東京都00区△△△1-1-1 東京建設内 氏名 梶原 太郎 殿 受検番号 220XXXX ※(R03)
--------	---

住所	〒0000-XXXX-XX 東京都00区△△△1-1-1 東京建設内
氏名	梶原 太郎 殿

差出人 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館
一般社団法人 日本建設機械施工協会試験部
TEL 03-3433-1575

最大で2つまで○印を付けられますが、偶数どうし、奇数どうしは、受検できません(9頁・14頁を参照)。希望する受検種別を○で囲んでください。(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

希望する学科、実地受験地の該当する番号に○を付けてください。

H29～R01に受検した際の学科試験の受検票若しくは不合格通知の宛名面を切り取り、点線の枠内に「氏名」と「受検番号」が見えるように貼付してください。実地試験の受検票は貼らないでください。
【記入例は、貼付した状態です。】

※ハガキを紛失された場合は、8頁(注5)以降を参照

再受検者として受検できる最終年度が記載されています。年度が過ぎている場合は一般受検者として受検の申し込みをしなければなりません。記入例は、令和3年度までが再受検者となります。

19. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（3月31日（火））の消印有効です。（個人別に簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。コピーは不可です。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内で交付日がわかるものを提出してください。コピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内に撮影したパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を貼付してください。

Q 高校を卒業しています。実務経験が18年あるので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴が高等学校卒業であれば必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所 に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 現在失業中です。「2級技術検定実務経験証明書」の証明書等はどのように行えばいいですか？
また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「2級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問い合わせください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 学科試験は令和2年6月2日（火）、実地試験は令和2年8月4日(火)予定です。
なお、実地試験については、学科試験合格者に対し発送します。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 学科試験では受検票、実地試験では受検票に同封した「実施通知」で試験会場（住所も記載）をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。
それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」(43頁)の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。
※19ページ「8.住所変更等について」を参照。

Q 学科試験の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 2級学科試験は、「100点(択一式共通問題50点、種別問題50点)を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は8月4日(予定)、実地試験は11月19日(予定)に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 学科試験、実地試験とも合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※38ページ「表2」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00/13:00~17:30) なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

20. 参 考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けて いる業種		指 定 建 設 業 （ 土木工事業 ほ装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業 ）			そ の 他 (左記以外の 22 業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
	営業所に必要な技術者の の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請 金 額 合 計	4,000 万円 以上 注)1	4,000 万円 未満 注)1	4,000 万円 以上は契約 できない 注)1	4,000 万円 以上	4,000 万円 未満	4,000 万円 以上は契約 できない
	工事現場に 置 く べ き 技 術 者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技 術 者 の 資 格 要 件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者		一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者	
	技 術 者 の 専 任	公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負金額が 3,500 万円以上のときに必要 注)2					
	資格者証の 必 要 性	発注者が国、 地方公共団体 等のときに必要	必要ない		発注者が国、 地方公共団体 等のときに必要	必要ない	
	監理技術者 講習受講の 必 要 性						

注) 1. 建築一式工事の場合は 6,000 万円
2. 建築一式工事の場合は 7,000 万円

(2) 建設機械施工技士の処遇

この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査の有資格者(事業内検査に限る)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

表1 建設機械施工技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の有資格者との関係

事業内検査の 資格種類 建設機械 施工技士		車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
		整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
1級建設機械施工技士		○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工技士	第1種	○	△	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	△	○	△

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習等との関係

凡例【○：必要な講習・教育の全部を免除、△：必要な講習科目を一部免除・時間短縮、×：免除なし】												
技能講習等 建設機械 施工技士			技能講習								特別教育	
			車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等	地山の 掘削作業 主任者		ローラ
			整地・運搬・ 積み込み・掘削用	基礎 工事用	解体用							
1級 建設機械 施工技士	実技試験 選択科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△		
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△		
		第3種	△	△	△	△	△	△	×	△		
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○	
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△		
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△		
2級 建設機械 施工技士	受験科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△		
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△		
		第3種	○	△	△	△	△	△	×	△		
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○	
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△		
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△		

※労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育規程からの抜粋です。法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へお問い合わせください。

なお、地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、建設機械施工技術検定の実技試験(第5種)で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法で就業制限を受ける業務の対象外となっています。

※建設機械施工技士の資格で従事できる建設機械の詳細については最寄の労働局又は労働基準監督署に確認してください。

(3) 1級建設機械施工技術検定試験の受検資格

1級受検資格は下表のとおりです。2級合格者でなくても必要な実務経験年数があれば1級を受検できます。詳細は、1級の「受検の手引」（当協会のホームページで閲覧できます）を参照してください。

区分	学歴又は資格		必要とする実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」に限る）		卒業後3年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後4年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）		卒業後5年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後7年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後10年以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）	卒業後11年6月以上 （指導監督の実務経験1年以上を含む）
	その他の者		卒業後15年以上（指導監督の実務経験1年以上を含む）	
	2級合格後5年以上の者		合格後5年以上（これに指導監督の実務経験1年以上を含む）	
ロ	2級合格後5年未満の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	
	その他の者		卒業後、次のいずれかに該当（指導監督の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	

ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年以上の者		合格後3年以上 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
		2級合格後3年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者(「専門士」に限る)		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上
			学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者(「高度専門士」「専門士」を除く)		卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上
			その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	
		その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者(「高度専門士」「専門士」を除く)	卒業後8年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	卒業後9年6月以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)
			その他の者	卒業後13年以上(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
		ニ	★	2級合格者	
その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者(「高度専門士」「専門士」を除く)			卒業後8年以上(指導監督の実務経験1年以上を含み、かつ5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	

(注) ・表中の「2級」は、2級建設機械施工技術検定を指す。
・表中の「★」欄は、専任の監理技術者の指導を受けた実務経験が2年以上の者とする。

【指導監督の実務経験とは】

建設工事の施工にあたって、主任技術者、施工監督、現場主任などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を適確に実施した経験をいいます。

【専任の主任技術者の実務経験とは】

「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のことです。

- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
＊3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
＊ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
＊国・地方公共団体が発注した工作物の工事
＊鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
＊電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
＊学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当)

- ③ 建設業法により、定められた国家資格等を取得していない者が実務経験により主任技術者になれる条件は、
i ～iiiのいずれかに該当する場合です。
i . 大学・短大・高等専門学校の指定学科卒業
＊許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
ii . 高等学校の指定学科卒業
＊同じく、卒業後5年以上の実務経験を有すること
iii . 上記以外の場合
＊同じく、10年以上の実務経験を有すること

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く。)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません。)
- ⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類に虚偽記載がある場合は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認のうえ、お送りください。
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

令和2年度 2級建設機械施工技術検定

「再受検者資格の確認」 申請書

[2級(学科・実地)]

受検年度	直近の2級標記検定試験を受験した年度を記入してください。			
	平成 ・ 令和 年度			
受 験 地 受 検 番 号	受験地		受験番号	
住 所 ※前回の受検で登録した住所を 記入してください。	フリガナ 〒 -			
住 所 (変更届) ※上記の登録住所が変わった方は 現在の住所を記入してください。	フリガナ 〒 -			
氏 名	フリガナ 			
旧 氏 名 ※氏名が前回受検時と異なる方は 記入してください。	フリガナ 			
生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日 生			
確実に連絡のとれる 電話番号 ※できるだけ複数の電話番号 を記入してください。	第1	(自宅・会社・携帯) - -		
	第2	(自宅・会社・携帯) - -		
	第3	(自宅・会社・携帯) - -		

- 本申請書はD票(コンピュータ入力票)に貼付する受検票等を紛失した方のものです。
- 「再受検者資格の確認」の申請をされる方は、必ず受検者本人が当協会試験部に電話をして再受検者であることの確認を受けた後に、この申請用紙をコピーし必要事項を記載のうえ、「定額小為替500円」とともに受検申請書に同封してください。
- 一度送付いただいた「定額小為替500円」はいかなる場合でも返金できません。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
[TEL] 03-3433-1575
(平日9:30~12:00、13:00~17:30)

令和2年 月 日

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科・実地試験）

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

注）上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受検番号

受検申込時の氏名

フリガナ

漢字

(氏)

(名)

生年月日

昭和
平成

年

月

日

※受検番号は受検票（令和2年6月2日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ

住所

(〒 —)

TEL. — —

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

新氏名

フリガナ

漢字

(氏)

(名)

→

フリガナ

漢字

(氏)

(名)

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

新本籍

→

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更（☐学科試験 ☐実地試験）※該当する試験の口にチェック(レ)を入れてください。

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）
※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

新希望受験地

理 由

→

〔 〕

〔 〕

⑤その他

〔 〕

注 意

・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

お知らせ

令和元年6月に建設業法が改正されました。これに伴い令和3年度から建設機械施工技術検定試験は大きく変わります。

詳細については、令和3年度建設機械施工技術検定の受検の手引の販売がはじまる令和3年2月までに協会ホームページでお知らせいたします。なお、現時点までに決定している事項については、下記の協会ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

（一般社団法人日本建設機械施工協会ホームページ URL）

<https://jcmanet-shiken.jp/>

問合せ先：一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

TEL 03-3433-1575（平日 9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:30）

注）このページをコピーして使用してください。

— 43 —

— 44 —